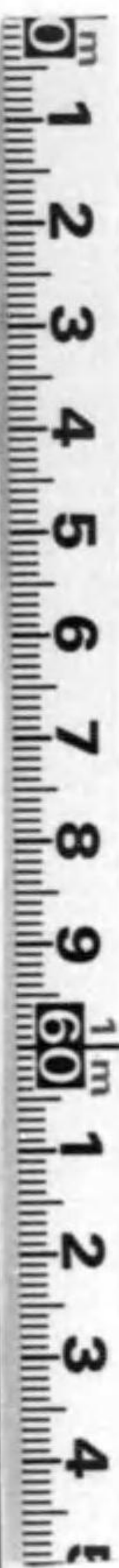


223. 7-Ta24㊦



1200500730873

タイ室東京事務局編
「タイは何時如何にして領土を喪つたか？」



始



907
E
81

資料 十八

「イは何時如何にして領土を喪つたか？」

・ イ室東京郵務局

資料第七十八號

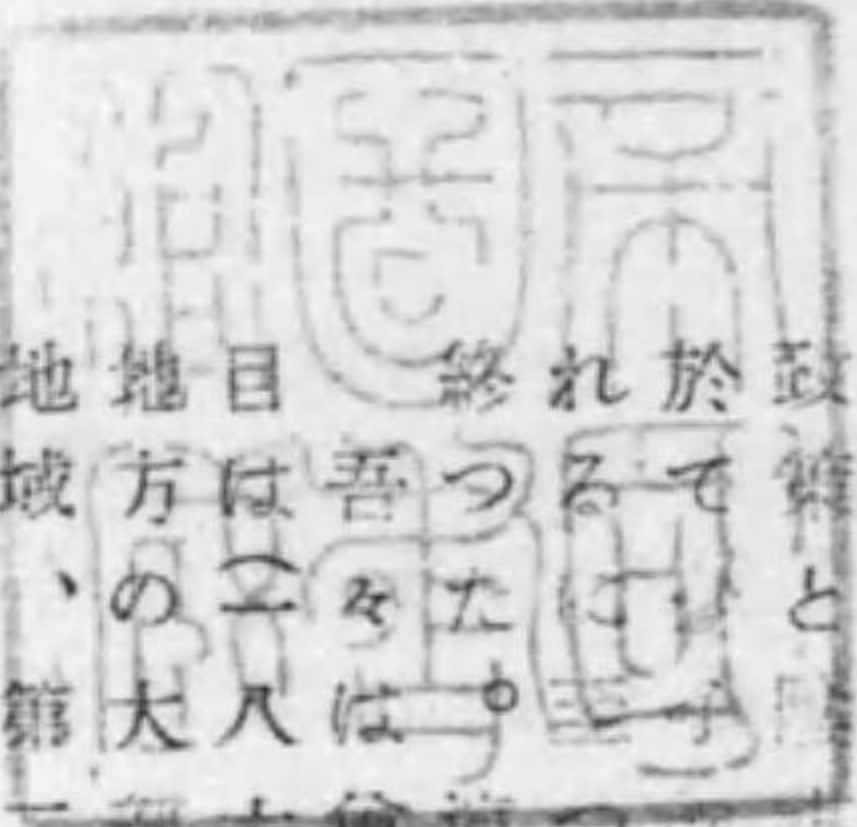
序

タイと佛印間の失地回復問題は言ふ迄もなく東亞共榮圈内の主要なる事件であり、日本にも重大なる關係がある。やがて、否直ちに日本が解決せねばならぬ問題である。本文はタイ國無任所大臣兼美術局長ルアン・ビートル・ウァン・カンの演説の要旨である。が同氏はある意味に於てタイ政府のスタンス、マンである故大体に於てタイ現政府の意見と見て差支へないと思ふ。

昭和十五年十二月二日



223.7
TA24



無任所大臣美術局長ルアン。ピポトル。ヴァタカイン氏は最近國
 防省參謀部教育課の教授及び學生を前に「フランクス」の演説を行つた。
 の喪失と題する極めて興味ある且つ啓發的な演説を以て、之に
 同氏は先づ第一に多イ領土を佛國に讓渡した何回かの場合と、之に
 關係して第一に締結された協定の公使及びパリ、當時の少イ佛國
 關係に對して、暴露した覺え書や電報を參考として佛國の對英大使が
 係推挙して、暴露した覺え書や電報を參考として佛國の對英大使が
 於て、今日、窮境に迫込み、政府の採つた平和政策が結局に
 終つた。吾々の演説の概要左の如し。近々來る可き諸情勢に言及して演説を
 目は、吾々の演説の概要左の如し。近々來る可き諸情勢に言及して演説を
 地方の大部分及び八個の島嶼を含む面積約一、二、四、五、〇〇、〇〇、〇〇、
 地域、第二回及び八個の島嶼を含む面積約一、二、四、五、〇〇、〇〇、〇〇、
 (Sibonjihat) 地方面積約八七、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、
 三年佛曆二四三六、一、〇、〇、〇、
 地域、第四回及び二、〇、〇、〇、
 アン。アラバン及びス夕の對岸面積約六二、五、〇、〇、
 目九〇七年(佛曆二四、五、〇、〇、
 (Sarat) 、スリソ、
 (Sisobon) を含む地方面積五

一、○方籽である。○
 日夕ラヂス。夕ラヂス。ナヨドム。一八六七年佛曆二四〇六年八月十一
 定を結び佛の領土喪失の歴史は初まるのである。此の時を以て佛蘭西
 に依る多イ領土喪失の歴史は初まるのである。此の時を以て佛蘭西
 ては安全幸福であり分には依れはナヨドムは多イの保護下にあつ
 と協定を結んだものであり得ないので自ら自由意志に基づいてフランス
 ナヨドム王は佛蘭西の保護下に入つて安全幸福を求めやうとしたも
 てなけれはならぬ。然るに現在多イ國の保存してある多イ王
 の書簡に依ると彼は明らかにフランス保護下に入つて歓迎されな
 ったのである。○
 フランスの保護下に入つて三年後にブラチヨムクラオ國王陛下宛の
 書簡に於てソムヂヂ。ブラ。ハリラタス。ラム。マハイヌラヂボヂ
 (Sordetch Pira Hariraks Ran Yaha Tero Thixoi) は次の如く述べてある。○
 「余ソムヂヂ。チヤオ。フア。タラハ (Sordetch Chao Pa Palada) 一並に
 全官吏は齋しく次の様な意見を持つに至つた。即ち若しも將來に於
 て安南が佛蘭西に破れたら安南人はフランスに對してタヂルを贈
 りものとして與へるかも知れない。勿論フランスは喜んでこれを受

取るに違ひない。そして一國を攻撃することに依つて兩方を同時に
及びしたものである。即ち若し安南が破れて佛蘭西のものとなり、結
達したものである。即ち若し安南が破れて佛蘭西のものとなり、結
とに依り、其の支那に安南人のものなりとの考へるなら、同時
に、佛蘭西と協定を結んだ本人たる佛蘭西の如く述べらるる。
の。佛蘭西と協定を結んだ本人たる佛蘭西の如く述べらるる。
ラ。佛蘭西と協定を結んだ本人たる佛蘭西の如く述べらるる。
一。余は我が上することと協定を結ぶものである。彼は速めて強
し。陛下に言上することと協定を結ぶものである。彼は速めて強
を用ひ、余が事前にこれを乞ふものである。彼は速めて強
はそれを許容しなかつた。若し余が協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
ならば、協定を締結するに要したる協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
に於て協定を締結するに要したる協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
當局は協定を締結するに要したる協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
余は協定を締結するに要したる協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
の。力では何とも仕方のないものであるといふ結論に達したの
は、余が協定を締結するに要したる協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
の。力では何とも仕方のないものであるといふ結論に達したの

Tomrai Giridh

取るに違ひない。そして一國を攻撃することに依つて兩方を同時に
及びしたものである。即ち若し安南が破れて佛蘭西のものとなり、結
達したものである。即ち若し安南が破れて佛蘭西のものとなり、結
とに依り、其の支那に安南人のものなりとの考へるなら、同時
に、佛蘭西と協定を結んだ本人たる佛蘭西の如く述べらるる。
の。佛蘭西と協定を結んだ本人たる佛蘭西の如く述べらるる。
ラ。佛蘭西と協定を結んだ本人たる佛蘭西の如く述べらるる。
一。余は我が上することと協定を結ぶものである。彼は速めて強
し。陛下に言上することと協定を結ぶものである。彼は速めて強
を用ひ、余が事前にこれを乞ふものである。彼は速めて強
はそれを許容しなかつた。若し余が協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
ならば、協定を締結するに要したる協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
に於て協定を締結するに要したる協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
當局は協定を締結するに要したる協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
余は協定を締結するに要したる協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
の。力では何とも仕方のないものであるといふ結論に達したの
は、余が協定を締結するに要したる協定に先には佛蘭西の如く述べらるる。
の。力では何とも仕方のないものであるといふ結論に達したの

斯くて吾々は佛國と協定を結ばねばならなかつた。併し私のブラ。
 子に。タラ。陛下に封する忠節は以前通り残つてゐる。私は死に
 至るまで陛下の召使たることを望むものである。如何なることにな
 らうとも余の心に變りはない。
 之等の文書の内容は佛蘭西がタブルは喜んでフランスの保護下
 に入つたといふ言葉が事實に基くものでない事を示すものである。
 新くて四年後に佛蘭西はタブルに封するフランスの保護を認め
 る協定の締結をタブルに要求したものである。この協定は二八六七年
 佛曆二四一〇年の六月十五日付のものである。この協定は九ヶ條から成る
 一、タブルはタブルに對する佛國の保護を承認する。
 二、タブルはタブルに對する佛國の保護を承認する。
 三、タブルはタブルに對する佛國の保護を承認する。
 四、*Pata Faborg* (及び *Stamrat*) をタブル領土として残す。
 五、タブル人及びタブル人は兩國間に於て旅行、交易の自由を有
 する。兩地方の裁判所は其地の於ける犯罪人に對し裁判權を
 有する。
 六、佛船舶はタブル河及び湖水上の航行便宜を有する。若し困難
 ある場合はタブル國側に於てこれを援助する。
 七、フランスは本條約の遵守をタブルにも課する。
 八、本條約はタブル佛兩國語を以て作成する。

パンダ (Champasak) を佛蘭西に譲渡する旨規定したものである。然るに佛蘭西はこれ等二地方を得た後も依然チヤンヅリを撤退すること拒絶した。そして一ヶ年後一八九〇年佛蘭西は年二月十三日付を以つて追加協定が調印され、之に依つて佛蘭西は年アン。アラバシ封岸のメコン河に添つた地方を含む領土を獲得したのである。

◎スリソボン (Sri Sombon) フランスは一八九〇年佛蘭西二四四八年中華トラ (Hao) を占領するまで一八九〇年佛蘭西二四四九年三月二十三日條約を締結し、これに従つてアラバシ (Phra Tabong) を割讓しなればならなかつた。及びスリソボン (Sri Sombon) を割讓しなれば一八九二四年佛蘭西二四四七年他の條約が締結され、其の第二條及び第二十三條は前記各種の條約に依つて作り出された所の國境線を綜合的に確認したものである。

以上概略歴史的に何時そして如何なる手段に依つて華子領が佛蘭西に奪取されたかを述べて來たのであるが於の多大の犠牲に對して佛蘭西は一体何を果たしたのであるか？

何物をも得ないものである。

最後通牒とは何？

議事報告に依れば、政府が自願軍隊がドイツに加へた武力行動に於ける
る報告をしたのに對し、議場の下院議員は喜の拍手を持つてこれを迎
へ、政府がこの政變を完遂し得る様に、政府の援助の決議をしたので
あつた。○
三百萬鎊の支拂要求に對し、其の理由説明を求めた時、當時の佛國
外務大臣は要求の理由と正當性を説明するの何と言つていゝか途
方に、矢張り早を佛蘭西の最後通牒と一八六三年の佛蘭西二四三六年九月七
日行動について、駐佛英大使が一八六三年の佛蘭西二四三六年九月七
→日本國外務省に左の如き報告を行つてゐる。○
一、フランスがドイツに送つた最初の最後通牒は、三番目は、もう話になら
かつた。○二番目の最後通牒は、所切れとんぼで三番目は、もう話になら
かつた。○三番目の最後通牒は、所切れとんぼで三番目は、もう話になら
か分らなくも、自分には、佛蘭西の最後通牒といふ言葉が何を意味するの
より又、十五年以前に、佛公使館は本國外務省に對し、既に一八九三年

即ち多國に對しては單に名目上の權力を與へ、事實上此の方面を
 平和的に奪ひ取る事を謀言してあるのだ。◎奇妙な國境線が、
 不正確な現れであるが、斯様に併し、今も再びフランスは
 世界に其例を見ないことである。併し、今も再びフランスは
 在りては、終始フランスに對して正しく友好的な政策を取つてゐる
 のである。一九三九年、佛曆二四八二年に至つて、フランスは
 つた處の不正が、今尚、人の記憶に残つて居り、今では充分強くな
 った。その不正を是正し、正義を主張し得るまでになつた事を
 知つたのである。漸く、河最部に至つて、フランスは、國境再調
 を忘れしめ、試み、不正が、併し、事實の様に、佛國が過去に於
 せしめんと試み、不正が、併し、事實の様に、佛國が過去に於
 て行つた數々の不正が、併し、事實の様に、佛國が過去に於
 情勢の下に、フランスは、吾々を感じたものでは、不可修約を締結す
 ることを望んだのである。吾々を感じたものでは、不可修約を締結す
 ない。そして此の様な條約締結は、新平これを拒否しなればなら
 い。

條約締結の日、獨逸軍は既にパリの玄關まで行つてゐたのだ。佛

約西の敗北は近々であるといふ情勢にも拘らず、吾國政府は此の條
約に對しては、加政府の決定せしむる努力に對しては、對佛友好を勉
勵したのである。併
し、吾國政府は、最近の決定せしむる努力に對しては、對佛友好を勉
勵したのである。併
依つては、若しこの政府の努力に對しては、對佛友好を勉勵した
のである。併
れ、従つては、若しこの政府の努力に對しては、對佛友好を勉勵した
のである。併
情を忘れさせ、友好的政府の努力に對しては、對佛友好を勉勵した
のである。併
す、政令の外には、止むを得ないやうな事情に對しては、對佛友好を勉
勵したのである。併
該國の千餘萬の人口は、歐洲に於ける不安の狀態にあり、それは、
吾國の同胞の
民が、河の向ふ側に於ける現狀は、何れも、生懸命に取つても
の要求は、唯一の對策として、彼等が、吾國の同胞の
とて、吾國の唯一の對策として、彼等が、吾國の同胞の
自分である。吾國の唯一の對策として、彼等が、吾國の同胞の
つて、吾國の唯一の對策として、彼等が、吾國の同胞の

四

や若彼ソつ
 つし等は子て
 て吾はユこ
 來々未ダれ
 てがだイ等
 吾速少にの
 々やか國二廣
 がかに民千大
 得にと四地
 たラして百域
 らンとの萬と
 のス程意多接
 を取強をイ節
 り還くを人持
 すな持及ち
 であら多及得
 らいなイ台る
 うなら語系だ
 。らを國。北
 ば話民部
 彼してがシ
 等はてゐる
 又。ソ

(終)



昭和十五年十一月二十日印刷
昭和十五年十二月一日發行
【非賣品】

譯者兼
發行者
東京市日本橋區室町二ノ一・三井三號館
夕イ室東京事務局

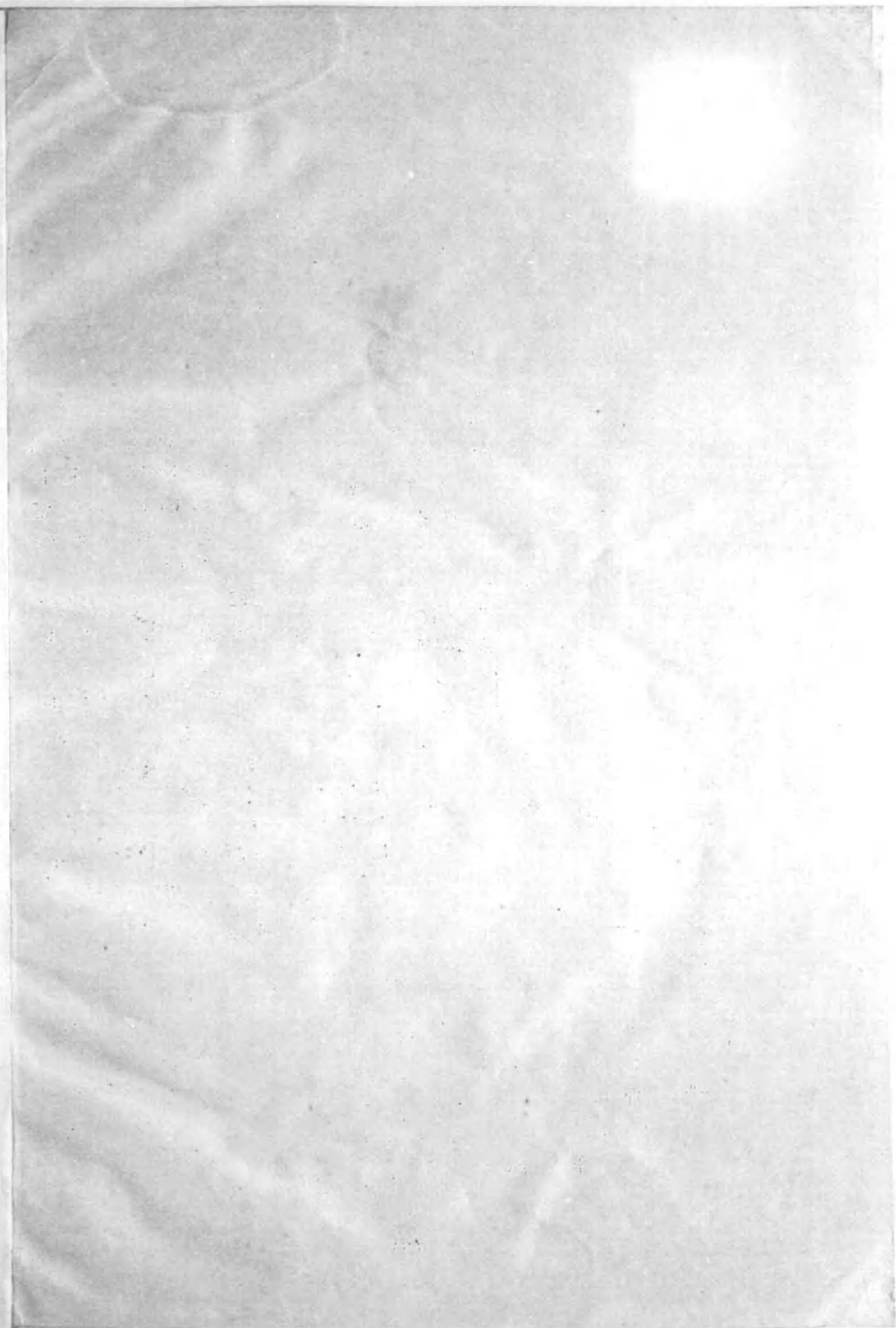
右責任者
東京市日本橋區室町二ノ一・三井三號館
宮原武雄

印刷者
東京市日本橋區室町二ノ一・三井三號館
夕イ室東京事務局

發行所

東京市日本橋區室町二ノ一・三井三號館
夕イ室東京事務局
振替東京一三四六四六番
電話日本橋區自二二五五
至二二八五

223.7
TA 24



終